

鳥取県獣医師養成確保修学資金給付事業（鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業）給付規程細則

- （平成 16 年 4 月 1 日付鳥畜機構発第 34 号 鳥取県畜産推進機構会長通知）
- （一部改正 平成 17 年 6 月 15 日付鳥畜機構発第 52 号鳥取県畜産推進機構会長通知）
- （一部改正 平成 23 年 4 月 21 日付鳥畜機構発第 54 号鳥取県畜産推進機構会長通知）
- （一部改正 平成 25 年 9 月 5 日付鳥畜機構第 356 号鳥取県畜産推進機構会長通知）
- （一部改正 平成 27 年 4 月 21 日付鳥畜機構第 95 号鳥取県畜産推進機構会長通知）
- （一部改正 平成 27 年 7 月 9 日付鳥畜機構第 266 号鳥取県畜産推進機構会長通知）
- （一部改正 平成 30 年 5 月 2 日付鳥畜機構第 108 号鳥取県畜産推進機構会長通知）
- （一部改正 令和元年 6 月 24 日付鳥畜機構第 240 号鳥取県畜産推進機構会長通知）
- （一部改正 令和 2 年 5 月 14 日付鳥畜機構第 127 号鳥取県畜産推進機構会長通知）
- （一部改正 令和 3 年 7 月 12 日付鳥畜機構第 268 号鳥取県畜産推進機構会長通知）
- （一部改正 令和 4 年 6 月 20 日付鳥畜機構第 206 号鳥取県畜産推進機構会長通知）
- （一部改正 令和 7 年 1 月 20 日付鳥畜機構第 621 号鳥取県畜産推進機構会長通知）
- （一部改正 令和 7 年 8 月 22 日付鳥畜機構第 338 号鳥取県畜産推進機構会長通知）

第 1 事業の実施

公益社団法人鳥取県畜産推進機構（以下「機構」という。）は、鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業実施要領（平成 4 年 3 月 19 日付発畜第 250 号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）、同事業給付規程（平成 4 年 10 月 7 日付発畜第 93 号鳥取県農林水産部長通知。以下「給付規程」という）及び獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 消安第 10244 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「国実施規程」という。）に定めるところにより事業を実施するとともに、国実施規程第 4 の 1 の規定に基づき、鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業（獣医師養成確保修学資金給付事業）給付規程細則を以下のとおり定める。

第 2 給付対象者

修学資金の給付を受けることのできる者は、実施要領第 3 の 3 の（１）及び国実施規程第 4 の 1 の規定に該当する者のうち、機構と修学資金の給付に関する契約を締結した者（以下「獣医修学生」という。）とする。

第 3 給付額及び給付期間

修学資金の給付額及び給付期間は、実施要領第 3 の 4 の（１）及び第 3 の 5 並びに国実施規程第 4 の 2 の規定によるものとする。

第 4 獣医修学生の募集

- （１）機構は、鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金（獣医師養成確保修学資金。以下「修学資金」という。）の給付を希望する者から別記様式第 2 号の獣医修学資金給付希望申告書を毎年原則として 10 月 31 日までに提出させるものとする。

- (2) 機構は、毎年原則として11月10日までに、産業動物獣医師及び家畜防疫員（県において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師。以下これらを「産業動物獣医師等」という。）の確保を必要とする地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、法人又は個人が開設する飼育動物診療施設等（以下「団体等」という。）から別記様式第1号による獣医修学生募集要望書を提出させるものとする。
- (3) 機構は、(2)により団体等から提出された獣医奨学生募集要望書が、獣医療法（平成4年法律第46号）第11条の規定により鳥取県が定める鳥取県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画等に照らし適当と認めるときは、その写しを添えて知事に提出するものとする。

第5 修学資金の給付申請

- (1) 修学資金の給付を受けようとする者は、給付を受けようとする年度の6月15日（年度中途の追加募集の場合にあっては、機構会長が別途定める日）までに、別記様式第3号による鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付申請書に次に掲げる書類を添付して機構に提出するものとする。
- ①学長又は学部長の推薦書（別記様式第4号）
 - ②健康診断書
 - ③戸籍謄本（外国籍の者については住民票）
 - ④修学資金の給付を受けようとする学年の前学年末における学業成績証明書（当該年度の新規入学者にあっては、入学許可証の写し又は在学証明書）
 - ⑤収入がある父又は母又はこれらに代わって家計を支えている者の収入を証明する書類（市町村が発行する前年度分の所得証明書又は源泉徴収票の写し）
- (2) 修学資金の給付申請書の連帯保証人（獣医修学生と連帯して、契約条件の不履行により生じる獣医修学生の債務を負担する者（自然人に限る）をいう。以下同じ。）は、原則生計を別にする2人とし、獣医修学生に父又は母があるときは、連帯保証人のうち1人は父又は母とする。

第6 修学資金の給付決定の通知

機構は、第5の申請により給付することを決定した場合には、修学資金の給付を受けようとする者に対して、速やかに別記様式第6号の修学資金給付決定通知書により修学資金の給付決定を行うものとする。

第7 修学資金の給付方法及び給付額

- (1) 機構は、第6の給付決定の通知後、修学資金の給付を受けることとなった獣医修学生との間で、実施要領第3の7の修学資金の給付に関する契約書を別記様式第7号により作成することにより、修学資金の給付契約を行うものとする。
- (2) 機構は、獣医修学生との契約を締結した場合には、契約書の写しを知事及び連帯保証人に送付するものとする。

- (3) 機構は、獣医修学生に対して、毎月1か月ずつ修学資金を給付することとする。
ただし、獣医修学生との合意のもとに、2か月分以上を合わせて給付することができるものとする。
- (4) 機構が獣医修学生に給付する修学資金は、鳥取県ふるさと獣医師確保基金（以下「基金」という。）から生ずる果実又基金を取り崩すことにより、その2分の1以内を充当するものとする。ただし国費が充当されない場合は、基金から修学資金給付額に10分の10を充当するものとする。給付額は、獣医修学生、機構の協議により決定する。

第8 修学資金の給付の条件

獣医修学生は、修学資金の給付を受けるため、実施要領第3の6の規定を履行しなければならない。

第9 契約の解除及び返還金の返還

- (1) 機構は、獣医修学生が、第8の条件に違反したとき又は実施要領第3の9の(1)に該当したときは、実施要領第3の10により、契約を解除し、給付した修学資金を返還させるものとする。返還に当たっては、別記様式第8号により、実施要領別添により算出される額の修学資金及び加算金（以下「返還金」という。）を請求し、納付させるものとする。
- (2) 獣医修学生は、(1)により返還金の納付の請求を受けたときは、請求のあった日から6か月以内に請求された金額の全額を納付しなければならない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができる。
- (3) 獣医修学生は、返還金のうち、基金相当額及び基金にかかる加算金の合計額について、3年又は給付期間のいずれか長い期間を限度として、毎月、均等額を返還することができる。

第10 返還金の返還債務の履行猶予

- (1) 修学資金の給付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第9の規定にかかわらず、返還金の返還債務履行猶予を機構に申請することができるものとする。
- ①就業予定先の都合（人事異動を含む。）により、一時的に産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなったとき。
 - ②災害、疾病、出産、育児、介護その他やむを得ない理由により産業動物獣医師等としての業務に従事できないとき。
 - ③家畜衛生等に関する技術指導で海外に派遣されることとなったとき。
- (2) 猶予の期間は、(1)の①及び③にあっては累積3年、(1)の②にあっては当該事由が継続する間を限度とする。この場合において、猶予の期間について

ては、実施要領第3の6の(5)に規定する産業動物獣医師等として従事した期間に算入しないものとする。

- (3) 機構は、(1)の申請を承認しようとするときは、あらかじめ国及び知事に協議するものとする。

第11 返還金の返還免除

- (1) 機構は、獣医修学生が次の各号の一つに該当するに至ったときは、第9の規定にかかわらず、返還金の全部又は一部の返還を免除することができる。

① 獣医修学生が、死亡、事故又は心身の故障のために産業動物獣医師等としての業務を継続することができなくなったとき。

② 獣医修学生が、雇用者又は雇用予定者のやむを得ない事情により、産業動物獣医師等としての業務に従事できなくなったとき。

- (2) 機構は(1)の承認をしようとするときは、あらかじめ国及び知事に協議するものとする。

- (3) 獣医修学生は、第9の規定により機構から返還金の納付の請求を受けたときは、別記様式第7-18号により別紙の加算金の2分の1の額を限度として、その全額又は一部の納付の免除を申請することができる。

- (4) 機構は(3)の承認をしようとするときは、あらかじめ知事に協議するものとする。

第12 延滞利子の徴収

獣医修学生が、正当な理由がなく返還金を定められた日までに納付しなかったときは、機構は、納付すべき日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した額の延滞利子を徴収するものとする。

第13 返還金等の納付

機構は、修学資金の給付を受けた者から返還金又は延滞利子の納付があった場合は、納付のあった翌日から起算して14日以内に修学資金の給付割合に応じて基金に繰り入れるものとする。また、国からの返還命令に従い、国に返還するものとする。

第14 勤務先等の変更

獣医修学生が、獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等としての業務に従事した期間が、修学資金給付期間（修学資金の休止に係る期間を除く。）に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間に満たない場合において、従事する勤務先等を変更した場合は、機構にその旨を遅滞なく届け出なければならない。

- (1) 修学資金の給付月額が12万円以下の給付期間は、係数を2分の3とする。

- (2) 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間は、係数を3分の5とする。

第15 業務従事期間満了の確認

- (1) 機構は、獣医修学生から従事期間満了の確認申請があった場合には、これを審査し内容が適正であることを確認したときは、当該申請者に別記様式第9号により通知するものとする。
- (2) 機構は、(1)の通知をした場合には、その写しをもって知事に報告するものとする。

第16 その他

- (1) 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに知事に報告するものとする。
 - ① 給付契約を解除し又は給付を休止したとき。
 - ② 返還金の納付を請求したとき。
 - ③ 返還金の納付を猶予したとき。
 - ④ 返還金の納付を免除したとき。
 - ⑤ 連帯保証人が代わったとき。
- (2) この事業の適正かつ円滑な執行を期するために必要と認める場合には、獣医修学生に対して必要事項の報告を求めることができるものとする。

附則

- この規定は、令和元年6月24日から施行する。
- この規定は、令和2年5月14日から施行する。
- この規定は、令和3年7月12日から施行する。
- この規定は、令和4年6月20日から施行する。
- この規定は、令和7年1月20日から施行する。

附則

- 1 この改正は、令和7年8月22日から施行する。
- 2 改正前の鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業給付規程別記様式第7号の規定により締結された鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付契約書については、当事者間において特段の取決めがない場合においては、同契約書第8条第2号中「災害、疾病その他やむを得ない理由により」とあるのは、「災害、疾病、出産、育児、介護その他やむを得ない理由により」と読み替えるものとする。

別記様式第1号（獣医修学生募集要望書）

番 号
年 月 日

公益社団法人 鳥取県畜産推進機構
会 長 様

団 体 名
住 所
代表者名

年度獣医修学生募集要望書

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業において、当 様は、
年度に下記のとおり新規獣医修学生の募集を希望するので、御配慮いただき
たい。

記

1 新規獣医修学生採用希望人数 名

2 配属計画

配属予定の診療施設等名	新規配属予定者数	備 考 (氏名、大学、学年等)
	名	

- 注) 1 この要望書は、雇用予定団体等から提出すること。
2 雇用を予定する者がある場合は、その氏名、在籍大学名、学年等を備考欄に記入すること。

別記様式第2号（獣医修学資金給付希望申告書）

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構
会 長 様

大 学 名
学部学科名
学 年
氏 名
生年月日

年 月 日

獣医修学資金給付希望申告書

年度鳥取県ふるさと獣医師修学資金給付事業（獣医師養成確保修学資金給付事業）の修学資金の給付を希望しますので、よろしくお願いします。

記

- 1 給付希望期間 年 月 から 年 月まで
- 2 就職希望先
- 3 連絡先
住 所（〒）
電話番号
- 4 保護者連絡先
氏 名
住 所（〒）
電話番号

別記様式第3号（鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付申請書）

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構

会 長 様

申請者 氏名

連帯保証人 氏名

連帯保証人 氏名

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付申請書

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

ふりがな 氏 名			大 学	名 称 (学部、学科名)		
生年月日	年 月 日生			入 学 年 月 日 卒業予定年月日	年 月 日 年 月 日	
本 籍 地	県 (都道府)					
住 所	〒			給付開始時の学年	第 学年	
高等学校 卒業以降 の学歴等	年 月 日		事 項			
連帯保証人 (連帯保証人 のうち1人は 父又は母とす ること)	氏 名	(年 月 日生)		氏 名	(年 月 日生)	
	本籍地	県		本籍地	県	
	現住所	〒		現住所	〒	
	職 業			職 業		
	本人との 続 柄			本人との 続 柄		

- 添付書類 ①推薦書 ②健康診断書 ③戸籍謄本又は住民票
④前学年末の学業成績証明書（新規入学者は在学証明書又は入学許可証の写し）
⑤父母（主たる家計支持者）1人の所得証明書又は源泉徴収票の写し

別記様式第 4 号（推薦書）

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構
会 長 様

大学
学（学部）長 印

推 薦 書

下記の者は、鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業の修学資金の給付を受ける
学生として適当と認められるので推薦します。

記

1 氏名

2 入学年月日及び在学年次 年 月 日 第 学年

推 薦 所 見	
------------------	--

別記様式第 5 号（鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付計画承認申請書）

番 号
年 月 日

鳥取県知事 様

公益社団法人鳥取県畜産推進機構
会 長

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付計画承認申請書

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業実施要領第 3 の 2 の（1）及び同給付規
程第 4 の 1 に基づき下記の給付計画を承認されたく、関係書類を添えて申請します。

記

給付申請書の 氏 名 (生年月日)	(年 月 日生)	(年 月 日生)	(年 月 日生)
在学大学名等	大学 学科 第 学年	大学 学科 第 学年	大学 学科 第 学年
給付予定期間	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで

添付書類 （修学資金給付申請書の写し）

別記様式第 6 号（鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付決定通知書）

番 号
年 月 日

申請者氏名 様

公益社団法人鳥取県畜産推進機構
会長

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった修学資金の給付については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 氏 名
- 2 決定番号
- 3 給付予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 修学資金給付額 月額 円

別記様式第 7 号

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付契約書

公益社団法人鳥取県畜産推進機構（以下「甲」という）と鳥取県獣医師養成確保修学資金給付事業給付規程細則（平成 16 年 4 月 1 日付鳥畜機構発第 34 号）を了知した（ 獣医修学生名 ）（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

この契約書は 2 通作成し、甲及び乙が各 1 通所持する。

年 月 日

（甲）

（所在地）

（連絡先）

（名 称）

会長

印

（乙）

（本籍）

（住所）

（連絡先）

（氏名）

印

（乙の連帯保証人）

（本籍）

（住所）

（連絡先）

（氏名）

印

（乙の連帯保証人）

（本籍）

（住所）

（連絡先）

（氏名）

印

第1条 第1条 甲は、この契約書に定める各事項に従い、第3条第3号に規定する就業予定先に就業することをもって、次のとおり乙に対して修学資金を給付するものとする。

(1) 給付額：月額 円

(2) 給付期間： 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、給付期間満了の1か月前までに、甲から特段の申し出がない場合は、この契約は同一条件をもって更に1年間更新されるものとし、乙が獣医師国家試験の受験資格を取得する年度まで以後同様とする。

(3) 乙の就業条件：鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業実施要領第3の3の(1)のアからオに規定する診療施設とする。

(4) 乙の連帯保証人の極度額： 円

第2条 甲は、乙の指定する口座振込みにより、修学資金を毎月1か月ずつ支払う。ただし、甲乙合意により、2か月分以上を合わせて給付することができる。

第3条 乙は、給付を受ける条件として、次に掲げる条件を履行しなければならない。

(1) 乙が次のいずれにも該当しないこと。

ア 退学すること。

イ 獣医学以外を専攻すること。

ウ 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められること。

エ 学業成績又は性行が著しく不良となつたと認められること。

オ その他修学資金の給付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められる。

(2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること。

(3) 獣医師免許を取得後、1年以内又は第8条に規定する返還債務の履行の猶予の限度内に、産業動物獣医師として鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業実施要領第3の3の(1)のアからオに規定する団体等に就業すること。

(4) 第8条に規定する返還債務の履行の猶予の限度を超えて、家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されないこと、又は就業予定先の都合（人事異動を含む。）により産業動物獣医師としての業務以外の業務に従事しないこと。

(5) 獣医師免許を取得後、修学資金給付期間（大学入学前の期間及び第4条に規定する給付を行わない期間を除く。以下同じ。）に次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれに定める係数を掛けた期間（最大10年間）以上、産業動物獣医師として従事すること。

ア 修学資金の給付月額が5万円を超え12万円以下の給付期間 2分の3

イ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間 3分の5

第4条 甲は、乙が留年した場合には、その学年度の修学資金の給付を行わない。

2 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けた場合には、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の給付は行わない。

この場合において、これらの月の分として既に給付された修学資金があるときは、

その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として給付されたものとする。

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、当該事由の発生した日の属する月の翌月に給付を終了する。

(1) 修学資金の給付を受けることを辞退したとき。

(2) 死亡したとき。

第6条 甲は、乙が第3条の条件に違反した場合又は前条1項第一号に該当する場合には、この契約を解除することができる。乙は、このとき、いずれかの場合に該当する旨を遅滞なく甲に届け出るものとし、それぞれ甲からの請求を待って、別紙により算出される額の修学資金及び加算金（以下「返還金」という。）を甲に返還しなければならない。

第7条 乙は、前条の規定に基づき、甲から返還金の返還の請求を受けたときは、請求のあった日から6か月以内に請求された金額の全額を甲に返還しなければならない。この場合において、乙が同条の届出を怠ったときは、甲は返還すべき事由が発生した日に遡って返還請求を行うことができるものとする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、甲は、3年を限度として返還金の返還請求を猶予することができる。

2 返還金のうち、鳥取県ふるさと獣医師確保基金（以下「基金」という。）相当額及び基金にかかる加算金の合計額について、3年又は給付期間のいずれか長い期間を限度として、毎月、均等額を返還することができる。

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、累積3年以内の期間を限度として（1項第二号にあっては、当該事由が継続する間。）甲に返還金の返還債務の履行の猶予を申請することができる。この場合において、猶予期間は、第3条1項第五号に規定する産業動物獣医師等としての業務に従事した期間に算入しない。

(1) 就業予定先の都合（人事異動も含む。）により、一時的に産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなったとき。

(2) 災害、疾病、出産、育児、介護その他やむを得ない理由により産業動物獣医師等としての業務に従事できないとき。

(3) 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。

第9条 第6条の規定にかかわらず、乙又は乙の連帯保証人（乙と連携して、契約の条件の不履行により生じる乙の債務を負担する者（自然人に限る。）をいう。）は、乙が死亡、事故又は心身の故障のため、産業動物獣医師等としての業務に従事することができなくなった場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

2 第6条の規定にかかわらず、乙は、雇用者又は雇用予定者のやむを得ない事情により、産業動物獣医師等としての業務に従事することができなくなった場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

3 乙は、第6条の規定に基づき甲から返還金の納付の請求を受けたときは、別紙によ

り算出される加算金の2分の1の額を限度として、その全額又は一部の返還の免除を申請することができる。

第10条 乙は、正当な理由がなく、返還金を第7条に規定する日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期日の日数に応じ、返還すべき金額につき、別紙により計算した額の延滞利子を支払うものとする。

第11条 乙は、第3条1項第五号に規定する期間、産業動物獣医師等としての業務に従事した場合、甲に従事期間満了確認申請書（別記様式第7－19号）を提出し、甲はこの内容を審査し、適正なことを確認したときは、従事期間満了確認通知（別記様式第9号）により通知する。

第12条 この契約は、第6条の規定により解除されるとき、又は第3条1項第五号に規定する期間を満了するときまで、その効力を有するものとする。

第13条 乙は、別表の区分欄に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、それぞれに定める提出書類を同表の注に規定する期日までに提出しなければならない。

第14条 この契約書における連帯保証人は、乙と連携して、契約の条件の不履行により生じる乙の債務を負担するものとする。

第15条 この契約に定めない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

別紙（第6条の返還金及び第10条の延滞利子の計算方法）

1 修学資金

$$\text{修学資金の給付総額} \times \left(1 - \frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間（※）}} \right)$$

（※）修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間

＝給付月額12万円以下を給付した月数×3÷2

＋給付月額12万円を超えて給付した月数×5÷3

（注1）産業動物獣医師等として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

（注2）第8条に規定する返還の債務の履行猶予の限度を超えて、就業（予定）先の都合（人事異動を含む。）により産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することになったときは、「修学資金の給付総額」とあるのは「機構が負担した修学資金の給付総額」と読み替えるものとする。

2 加算金

（1）給付契約が解除された場合

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、契約が解除された日又は契約解除の申出のあった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

（2）獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかった場合

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、獣医師免許を取得できなかった旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

（3）獣医師免許を取得後、1年以内又は第8条に規定する返還債務の履行猶予の限度内に産業動物獣医師等として就業予定先に就業しなかった場合

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、産業動物獣医師等として従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

（4）獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が獣医学生を対象とする修学資金給付期間に次に掲げる係数を掛けた期間に満たなかった場合又は満たす前に第8条に規定する返還債務の履行猶予の限度を超えて第8条1項第一号又は同三号に該当した場合

ア 修学資金の給付月額が12万円以下の給付期間は、係数を2分の3とする。

イ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間は、係数を3分の5とする。

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、修学資金の給付が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割

合で計算した額の総和に以下の率を乗じて得た金額

$$\left(1 - \frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間 (※)}} \right)$$

(※) 修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間

＝給付月額 12 万円以下を給付した月数 × 3 ÷ 2

＋給付月額 12 万円を超えて給付した月数 × 5 ÷ 3

(注 1) 産業動物獣医師等として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

(注 2) 第 8 条に規定する返還の債務の履行猶予の限度を超えて、就業（予定）先の都合（人事異動を含む。）により産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することになったときは、「修学資金の給付総額」とあるのは「機構が負担した修学資金の給付総額」と読み替えるものとする。

3 延滞利子

$$\text{延滞利子} = \text{返還金} \times \frac{0.1095}{365} \times \text{延滞した日数}$$

(注) 延滞した日数は、返還すべき日の翌日から返還までの日とする。

別表（契約書第 13 条関係）

区 分	提出書類	別記様式番号
1 契約者本人又は連帯保証人の住所・氏名・連絡先等を変更したとき	住所・氏名等変更届	第 7 - 1
2 進級したとき	進級届	第 7 - 2
3 留年したとき又は留年後進級したとき	留年届又は留年後進級届	第 7 - 3
4 休学したとき又は休学後復学したとき	休学届又は休学後復学届	第 7 - 4
5 停学処分を受けたとき又は停学処分後復学したとき	停学届又は停学後復学届	第 7 - 5
6 退学したとき	退学届	第 7 - 6
7 修学資金の給付を辞退するとき	辞退届	第 7 - 7
8 獣医学を専攻しなくなったとき	専攻中止届	第 7 - 8
9 大学を卒業した年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業年次の免許未取得届	第 7 - 9
10 大学を卒業した翌年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業翌年次の免許未取得届	第 7 - 10
11-1 獣医師免許取得後原則 1 年以内に産業動物獣医師等として業務に就業しないこととなったとき	業務未就業届(産業動物獣医師等として業務に未就業の場合)	第 7 - 11-1
11-2 就業（予定）先の都合により就業直後から産業動物獣医師等としての業務に従事しなかったとき	業務不従事届	第 7 - 11-2
12 契約書第 3 条に定める期間を満了する前に一時的に産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなったとき	業務非従事届	第 7 - 12
13 産業動物獣医師等として業務に従事し始めたとき	業務就業届	第 7 - 13
14 産業動物獣医師等として業務に従事しているとき	業務従事状況届	第 7 - 14
15 勤務先（所属）、業務内容を変更したとき	勤務先・業務内容変更届	第 7 - 15

16 契約書第8条に相当し、返還金の返還債務の履行猶予を申請する場合	返還金の返還債務履行猶予申請書	第7－16
17 契約書第9条に相当し、修学資金の全部又は一部の返還免除を申請する場合	修学資金の全部又は一部の返還免除申請書	第7－17
18 契約書第9条に相当し、加算金の全部又は一部の返還の免除を申請する場合	加算金の全部又は一部の返還免除申請書	第7－18
19 契約書第11条に定める期間が満了し、従事期間満了の確認を求める場合	従事期間満了確認申請書	第7－19

- 注) 1 2及び3の届出は、修学資金の給付中、毎年度4月15日までに提出すること。
- 2 14の届出は、従事期間満了確認申請書を提出するまでの間、毎年度末に提出すること。
- 3 その他の届出又は申請書は、届出又は申請すべき事由が生じた都度遅滞なく提出すること。
- 4 この表に掲げる各種提出書類については、本人自筆とする。

別記様式第 7－1 号（住所・氏名等変更届）

住所・氏名等変更届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名

私
下記のとおり の住所（氏名）を変更しましたので、届け出ます。
連帯保証人

記

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
本人の 場 合	ふりがな 氏 名		
	現 住 所	〒	〒
連 帯 保 証 人 の 場 合	氏 名	（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）
	本 籍 地	県(都道府)	県(都道府)
	現 住 所	〒	〒
	職 業		
	本人との続柄		
変更の事由			

注）本人又は連帯保証人の氏名を変更した場合は、戸籍抄本を添付してください。

別記様式第7-2号(進級届)

進 級 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住所

電話

氏 名

下記のとおり進級しましたので、届け出ます。

記

- | | | | | | |
|---|---------------|----|----|----|---|
| 1 | 氏名 | | | | |
| 2 | 在籍大学名等 | 大学 | 学部 | 学科 | |
| 3 | 進級した学年及び進級年月日 | 第 | 学年 | 年 | 月 |

大学 学 (学部) 長 様

氏名

印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の受給手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....

上記のことについて証明する。

年 月 日

大学

学（学部）長

印

- 注) 1 この届出は修学資金の給付を受けている期間中、毎年度4月15日までに提出してください。
- 2 前学年末の学業成績証明書を添付してください。
- 3 大学が閉鎖されているなど、期日までに進級届の提出が困難な場合は在学証明書の提出をもって進級を確認することを可とします。あらかじめ機構に連絡した上で、進級届の提出が可能となった時点で提出してください。

別記様式第7－3号〔留年届（留年後進級届）〕

留 年 届（留年後進級届）

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名

下記のとおりに
留年
留年後進級
しましたので、届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 在籍大学名等大学学部学科
- 3 留年期間及び留年した学年
年 月 日から 年 月 日まで 第 学年
(留年後進級した年月及び学年 年 月 第 学年)

大学 学（学部）長 様

氏名 印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の受給手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....

上記のことについて証明する。

年 月 日

大学
学（学部）長

印

別記様式第7－4号〔休学届（休学後復学届）〕

休学届（休学後復学届）

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名

下記のとおり 休学 しましたので、届け出ます。
休学後復学

記

- 1 氏名
- 2 在籍大学名等 大学 学部 学科
- 3 休学期間 年 月 日から 年 月 日まで
(休学後復学した年月及び学年 年 月 第 学年)

大学 学（学部）長 様

氏名 印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の受給手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....

上記のことについて証明する。

年 月 日

大学
学（学部）長 印

別記様式第7－5号〔停学届（停学後復学届）〕

停 学 届（停学後復学届）

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名

下記のとおりに
停学処分を受けましたので、
復学しましたので、
届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 在籍大学名等 大学 学部 学科
- 3 処分の事由
- 4 処分の期間 年 月 日から 年 月 日まで
(停学後復学した年月及び学年 年 月 第 学年)

大学 学（学部）長 様

氏名 印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の受給手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....

上記のことについて証明する。

年 月 日

大学
学（学部）長 印

別記様式第7－6号（退学届）

退 学 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 退学前の在籍大学名等

大学

学部

第

学科

学年
- 3 退学年月日

年

月

日

大学 学（学部）長 様

氏名 印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の給付契約解除手続のため必要がありますので、
上記のことについて証明されたくお願いします。

.....

上記のことについて証明する。

年 月 日

大学
学（学部）長 印

注）退学する理由書を添付してください。

別記様式第7－7号（辞退届）

辞 退 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名

下記のとおり辞退しますので、届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 在籍大学名等

大学学部学科第学年

大学 学（学部）長 様

氏名 印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の給付契約解除手続のため必要がありますので、
上記のことについて証明されたくお願いします。

.....

上記のことについて証明する。

年 月 日

大学
学（学部）長 印

注）辞退する理由書（様式自由）を添付してください。

別記様式第 7 - 9 号 (卒業年次の免許未取得届)

卒業年次の獣医師免許未取得届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住所

電話

氏 名

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったので、届け出ます。

記

- | | | | | |
|---|------------------|----------|----|----|
| 1 | 卒業した大学名等 | 大学 | 学部 | 学科 |
| 2 | 卒業年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 卒業証書の記号番号 | () | | |
| 3 | 獣医師免許未取得の事由 | | | |
| | 年度獣医師国家試験 | 不合格 | | |
| | | 受験せず | | |
| | | 合格したが未登録 | | |
| | | (事由:) | | |
| 4 | 翌年度における国家試験受験の意志 | 有 | ・ | 無 |

注) この届出は、大学を卒業した年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

別記様式第 7－10 号（卒業翌年次の免許未取得届）

卒業翌年次の獣医師免許未取得届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったもので、届け出ます。

記

- | | | | | |
|---|-------------|----------|----|----|
| 1 | 卒業した大学名等 | 大学 | 学部 | 学科 |
| 2 | 卒業年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 獣医師免許未取得の事由 | | | |
| | 年度獣医師国家試験 | 不合格 | | |
| | | 受験せず | | |
| | | 合格したが未登録 | | |
| | | その他 | | |
| | | （事由： | ） | |

注）この届出は、大学を卒業した翌年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

別記様式第 7－1 1－1 号（業務未就業届）

業 務 未 就 業 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

1 産業動物獣医師等としての業務に就業しないこととなった事由

2 獣医師免許証の番号

（以下は該当する場合に記入してください）

3 勤務先

名 称

所在地

主たる業務の内容

4 今後産業動物獣医師等として業務に就業する意志 有 ・ 無

注）1 この届出は、獣医師免許取得後、1 年以内に産業動物獣医師等として業務に就業し
なくなった場合に提出してください。

2 獣医師免許の写しを添付してください。

業 務 不 従 事 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名

下記のとおり産業動物獣医師等としての業務に従事しないこととなりましたので、届け出ます。

記

1 産業動物獣医師等としての業務に就業しないこととなった事由

2 獣医師免許証の番号

3 勤務先

名 称

所在地

電話番号

主たる業務の内容

4 産業動物獣医師等として業務に従事する見込み

（ ）年以内・不明

注）1 この届出は、就業時に就業（予定）先の都合（人事異動も含む。）により一時的に産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなった場合に提出してください。

2 獣医師免許の写しを添付してください。

別記様式第7－12号（業務非従事届）

業 務 非 従 事 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名

下記のとおり産業動物獣医師等としての業務に従事しないこととなりましたので、届け出ます。

記

1 産業動物獣医師等としての業務に従事しないこととなった事由

2 新しい就業先等

名称

所在地

主たる業務の内容

3 産業動物獣医師等として従事していた期間と就業先

年 月 日～ 年 月 日	就 業 先	診療・非診療の別
1		
2		
3		
4		
5		

注) 1 産業動物獣医師等として業務に一旦従事後、非従事となった場合に提出してください。

2 従事していた勤務先が発行する就業期間の証明書を添付してください。

別記様式第 7－13 号（診療業務就業届）

業 務 就 業 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名

下記のとおり産業動物獣医師等としての業務に就業しましたので、届け出ます。

記

- 1 卒業及び獣医師免許取得年月日
- 大学卒業 年 月 日
- 獣医師免許取得 年 月 日（免許番号 ）
- 2 勤務先：名 称
- 所属部課
- 所在地
- 3 就業年月日： 年 月 日
- 4 就業機関における主たる従事業務の内容：

上記のとおり相違ないことを証明します。	
勤務先の長	印
（ 家畜保健衛生所長	印 ）

注）1 この届は、卒業後初めて産業動物獣医師等として業務に就業するとき、又は猶予後に業務に従事・復帰する際に提出してください。

2 卒業後初めての就業の場合は獣医師免許の写しを添付してください。なお、免許申請中の場合は交付後に写しを提出してください。

3 地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合等の診療機関に勤務する場合には勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合又は個人開業の場合には、当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。

別記様式第 7－1 4 号（業務従事状況届）

業 務 従 事 状 況 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名

年度における産業動物獣医師等としての業務の従事状況について、下記のとおり届け出ます。

記

1 勤務先：名 称
所属部課
所在地

2 従事期間 年 月から 年 月まで

3 2 の従事期間中の休職又は停職の有無 有 ・ 無

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長
(家畜保健衛生所長

印
印)

- 注) 1 この届は、鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付契約書第 3 条 1 項第五号に定める期間を満了するまでの間、毎年度末に提出してください。
- 2 地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合等の診療機関に勤務する場合には勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合又は個人開業の場合には、当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。

別記様式第 7－15 号（勤務先等変更届）

勤務先・業務内容等変更届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

氏 名

勤 務 先

年 月 日付けで 所 属 部 課 が変わったので下記のとおり届け出
業務従事内容

ます。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後
勤 務 先 所属部課 所 在 地		
従事内容		

注）変更後の欄には変更のあった事項のみ記入する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長 印

（ 家畜保健衛生所長 印）

- 注）1 この届は、鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付契約書第 3 条 1 項第五号に定める期間を満了するまでの間、変更のあった都度提出してください。
- 2 地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合等の診療機関に勤務する場合には勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合又は個人開業の場合には、当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。

別記様式第 7－1 6 号（返還金の返還債務履行猶予申請書）

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の返還金の返還債務履行猶予申請書

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

氏 名

下記の事由により、返還金の返還債務の履行猶予を受けたいので、承認されたく申請
します。

記

猶予申請の事由	
猶予申請期間	年 月から 年 月まで（ か月間）

注）猶予申請の事由には、今後の産業動物獣医師等としての業務への復帰の見込みについ
ても記入するとともに、猶予申請の事由を証する書面等を添付してください。

別記様式第 7－17 号（修学資金の全部又は一部の返還免除申請書）

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の全部・一部の返還免除申請書

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

氏 名

(本人死亡の場合は連帯保証人)

住 所

氏 名

下記の事由により、修学資金の全部・一部の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

免除を申請する事由				
修学生又は修学生であった者の氏名	決定番号		ふりがな氏 名	

注) 1 契約書第 9 条 1 項の場合は、免除の事由を証する医師の診断書等の証明書を添付してください。
2 契約書第 9 条 2 項の場合は、免除の事由に係る就業（予定）先からの上申書等を添付してください。

別記様式第 7－18 号（加算金の全部又は一部の返還免除申請書）

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の加算金の全部・一部の返還免除申請書

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

氏 名

下記の事由により、加算金の全部・一部の返還の免除を受けたいので申請します。

記

免除を申請する事由				
修学生の氏名	決定 番号		ふりがな 氏 名	

注) 1 契約書第 9 条 1 項の場合は、免除の事由を証する医師の診断書等の証明書を添付してください。

2 契約書第 9 条 2 項の場合は、免除の事由に係る就業（予定）先からの上申書等を添付してください。

別記様式第 7－19 号（従事期間満了確認申請書）

従事期間満了確認申請書

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）
住 所
氏 名

下記のとおり鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付契約書第 11 条に定める期間、産業動物獣医師等としての業務に従事したので、確認を申請します。

記

修学生又は修学生 であった者の氏名	決 定 番 号		ふりがな 氏 名	
修学資金の 給付期間	年 月から 年 月まで 月 額 円 か月間			
所属診療機関等の名称		業務従事期間		
1		年 月 日～ 年 月 日		
2		年 月 日～ 年 月 日		
3		年 月 日～ 年 月 日		
4		年 月 日～ 年 月 日		
5		年 月 日～ 年 月 日		
6		年 月 日～ 年 月 日		
		(合計従事期間 年 か月)		

注) 従事していた勤務先が発行する就業期間の証明書を添付してください。

別記様式第 8 号（返還金等納付請求書）

番 号
年 月 日

修学生番号（ ）
修学生氏名 様

公益社団法人鳥取県畜産推進機構
会長

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の返還金及び加算金の納付請求書

あなたと交わした鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付契約に基づき修学資金の給付を行ってきましたが、契約書第 6 条の規定に基づき、下記のとおり返還金を納付されたく請求します。

記

返還すべき事由	
返還修学資金額	円
加算金額	円
納付期限	年 月 日まで

- 注) 1 不明な点は(公社)鳥取県畜産推進機構に照会してください。
2 納付にあたっては、持参するか、または下記の口座に振り込んでください。

銀行 支店 口座番号

別記様式第9号（従事期間満了確認通知書）

番 号
年 月 日

修学生番号（ ）

修学生氏名 様

公益社団法人鳥取県畜産推進機構
会長

従事期間の満了確認通知

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、申請のとおり確認したので通知します。

なお、今後は契約に基づく報告の提出等は不要ですので申し添えます。